

ご存知ですか 発達障害

「発達障害」という言葉は聞いたことがあっても、どのような障害なのか具体的に
にはよく分からない人が多いと思います。そこで今回は「発達障害」について紹
介します。

発達障害とは

発達障害は、脳の発達に関係する生まれつきの障害です。発達障害の人は、他人との関係づくりやコミュニケーションが苦手です。一方、優れた能力を発揮することもあり、周りから見ると理解されにくい障害とされています。

こんなことはありませんか

- ・一人遊びが多い、他人と関わろうとしない
- ・おとなし過ぎる、受動的
- ・落ち着きがない、集中力がなく、いつもぼんやりしている
- ・忘れ物が多い、支度や片付けができない
- ・話は上手で難しいことは知っています

他にこんな特徴も

- ・人に触られるのが嫌い。でも自分から触るのは大丈夫
- ・蛍光灯の光が痛い。逆にキラキラが好き
- ・運動会のピストルとかの大きな音、人混みの雑音が嫌いだ
- ・白いご飯だけ、スナック菓子だけなど、好き嫌いが激しい

ているが、一方的に話すことが多い
話を聞かなければならない場面
面で離席が多い、話を聞いていない
難しい漢字を読むことができない
のに、簡単な平仮名は書けない
図鑑や本を好んで読むが、作文を書くことが苦手

- ・特定の匂いに拘る
- ・身体を使い方がぎこちなく、縄跳び、跳び箱、ダンスなどが苦手

発達障害の種類

自閉症スペクトラム障害

(広汎性発達障害)

コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に
関係する発達障害の総称。自閉症、アスペルガー症候群のほか、
特定不能の広汎性発達障害が含まれます。

また、「ことばの発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動」「興味・関心の偏り(こだわり)」などの

特徴があります。

注意欠陥多動性障害(ADHD)
発達年齢に見合わないような「集中できない(不注意)」「じっとしてられない(多動・多弁)」「考えるよりも先に身体が動いてしまふ(衝動的行動)」などの行動をするという特徴があります。

学習障害(LD)
全般的な知的発達には問題がありませんが、「読む」「書く」「計算する」となどの特定領域について学んだり、行ったりすることに著しい困難があるという特徴があります。

それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害(ADHD)

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害(LD)

- 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

自閉症スペクトラム障害

アスペルガー症候群

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味、関心の偏り
- 不器用(言語発達に比べて)

発達障害は、いくつかのタイプに分類されていますが、親のしつけや教育に問題があるのではなく、生まれつき脳の一部に障害があるという点が共通しています。中には複数のタイプの発達障害がある人もいます。

発達障害は身近な障害

平成24年に文部科学省が発表した調査によると、全国の通常学級に通う小・中学生の児童・生徒のうち、6.5%の子どもに発達障害の疑いがあることが分かりました。

40人学級では、1クラスに2～3人は発達障害の子どもがいることになると思います。発達障害は、珍しい障害ではありません。また、発達障害への偏見や誤解によって、傷ついている本人や家族がいます。発達障害は親の性格やしつけなどに原因があるものではありません。

周りの人たちの温かい理解と支えがあれば、ユニークさや偏りも、個性としてともに元気に生きていくことができます。

一人ひとりに合った配慮や支援を

発達障害があるといっても、障害の種類や程度、年齢や性格などによって、現れ方は異なります。生活の中で困難なこと、苦手なこともそれぞれ違います。そのため、一人ひとりの特徴に応じて配慮したり、支援し

たりすることが重要です。

配慮のポイント

- ・できたことをほめる。できないことを責めない
- ・視覚的な情報を提示して説明する
- ・説明や指示は短い文で、順番を追って、具体的に
- ・安心できる環境を整える
- ・温かく見守る



一人ひとりの特徴に合わせて配慮し、温かく見守っていくことが大切です

発達障害の人への支援

平成17年4月1日に、「発達障害者支援法」が施行され、平成22年12月10日から、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の対象者に、発達障害の人も加えられました。

これらにより、発達障害の人にも障害福祉サービスを受けることができるようになりました。以上のようなサービスが受け

障害福祉サービスが受けられる支援機関

	支援機関名称／連絡先	連絡先	支援の内容
身近な場所	通っている保育園・幼稚園・学校	(各園・各校)	就学・就園・教育相談
	市役所 福祉課 福祉係	Tel 23-1243	福祉サービス・総合相談
	市役所 健康増進課 健康推進係	Tel 23-1133	発達相談・育児相談
	長門市障害者相談支援センター	Tel 32-2237	障害に関する一般相談
専門機関	児童デイ・ケアセンターあゆみ	Tel 23-1213	児童発達支援 未就学児の療養に関すること
	児童発達支援センターからふる	Tel 0838-22-2877	
	放課後等デイサービス きらり	Tel 43-0330	放課後などのデイサービス 就学児の療育に関すること
	のびっこくらぶ	Tel 0838-22-2877	
	ドリームキッズ	Tel 0838-26-2838	
	山口県発達障害者支援センターまっぷ	Tel 083-929-5012	発達障害に関するさまざまな相談(面接は要予約)
	萩市障害者就業・生活支援センターほっとわーく	Tel 0838-21-7066	就労に関する相談

られる支援機関は、左表のとおりです。市内および県内に所在しています。

もしも自分の子どもに発達障

害が疑われる場合は、一人で抱え込まないで、支援機関に連絡してみてください。

あしすとパートナーピアカウンセリング

あしすとパートナーは、発達障害などのある子どもの子育てをした経験が誰かの参考になればと、相談を受けるための講座を受講し、市から認定されたアドバイザーです。

先輩パパ・ママとしての経験や、そこから得た知恵をアドバイスしたり、同じ悩みを持つ親として寄り添い、共に考えながら子育ての応援をします。

個別相談

毎週土曜日(第3を除く)

9:00～12:00

ちやわかい

(ほっと一息つける茶話会)

第3日曜日 10:00～12:00

場所

児童デイ・ケアセンターあゆみ
(長門市西深川3767番地5、みのり保育園隣接)

連絡先 Tel 23-1213

assist-partner@orange.ocn.ne.jp

問い合わせ

福祉課福祉係
Tel 23-1243